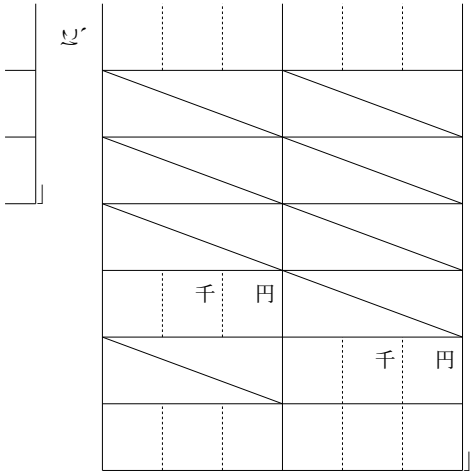
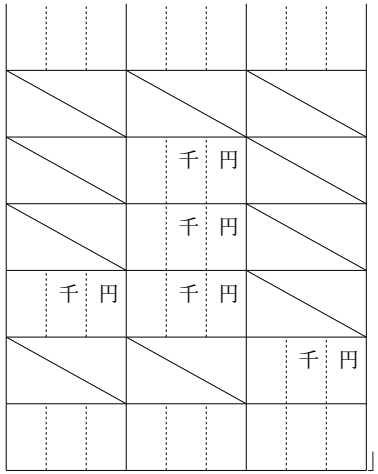


に、



に改め、同表の備考２(7)ハ中「外書き」を「外書」に改め、同表の備考２(8)ホ中「第18条の13の５第２項第10号ト」を「第18条の13の５第２項第10号チ」に改め、同表の備考２(8)ホを同表の備考２(8)ヘとし、同表の備考２(8)ニの次に次のように加える。

ホ　「上場株式配当等控除額」の項には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る第18条の13の５第２項第10号トに掲げる控除外国所得税相当額、控除所得税相当額及び通知外国法人税相当額の合計額を記載すること。この場合において、当該合計額のうちに当該控除所得税相当額があるときは、当該控除所得税相当額を内書すること。

別表第七㈠の表の備考２(9)イ(v)中「第18条の13の５第２項第10号ト」を「第18条の13の５第２項第10号チ」に改め、同表の備考２(9)イ(v)を同表の備考２(9)イ(vi)とし、同表の備考２(9)イ(iv)の次に次のように加える。

(v)　「上場株式配当等控除額」の項には、その年中の第18条の13の５第２項第10号トに掲げる控除外国所得税相当額、控除所得税相当額及び通知外国法人税相当額の合計額の総額を記載すること。この場合において、当該総額のうちに当該控除所得税相当額があるときは、当該控除所得税相当額を内書すること。

別表第七㈠の表の備考２(10)中「日本国が締結した所得に対する二重課税防止のための」を「所得税法第２条第１項第８号の４ただし書に規定する」に、「に基づき課税の免除を受ける」を「（以下「租税条約」という。）の規定により所得税が免除される」に改める。

別表第七㈡の表の備考１に次のように加える。

⑷　源泉徴収選択口座内配当等について、法第９条の３の２第３項の規定により控除した同項各号に定める金額（２⑷において「上場株式配当等控除額」という。）がある場合には、「摘要」の欄にその旨及び控除した上場株式配当等控除額を記載すること。

別表第七㈡の表の備考２に次のように加える。

⑷　契約不履行等事由が生じたことにより法第９条の９第１項の規定の適用がなかつたものとみなされた未成年者口座内上場株式等の配当等について、上場株式配当等控除額がある場合には、「摘要」の欄にその旨及び控除した上場株式配当等控除額を記載すること。

別表第七㈡の表の備考３中「日本国が締結した所得に対する租税に関する二重課税防止のための条約に基づき課税の免除を受ける」を「租税条約の規定により所得税が免除される」に改める。

別表第七㈢の表中

特別分配金の額	外国所得税の額
千　円	千　円

を

特別分配金の額	外国所得税の額	上場株式配当等控除額	外国所得税の額
千　円	千　円	千　円	千

に改め、同表の備考１中「第37条の14第26項」を「第37条の14第30項」に改め、同表の備考２(3)イ中「同条第24項」を「同条第28項」に改め、同表の備考２(3)ロ中「を記載」を「又は同条第12項の規定により提供を受けた整理番号を記載」に改め、同表の備考２(4)中「第25条の13第11項各号（同条第18項」を「第25条の13第12項各号（同条第20項」に改め、同表の備考２(4)ハ及び備考２(8)中「第25条の13第11項各号」を「第25条の13第12項各号」に改め、同表の備考２(9)ロ中「第37条の14第17項」を「第37条の14第21項」に改め、同表の備考３(4)中「第25条の13の８第17項」を「第25条の13の８第20項」に、「第25条の13第11項各号」を「第25条の13第12項各号」に改め、同表の備考３(7)ロ(iii)中「第18条の15の11第２項第９号」を「第18条の15の11第２項第９号イ」に改め、同表の備考３(7)ロ(iii)を同表の備考３(7)ロ(iv)とし、同表の備考３(7)ロ(ii)の次に次のように加える。

(iii)　「上場株式配当等控除額」の項には、当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る第18条の15の11第２項第９号イに規定する控除外国所得税相当額及び、控除所得税相当額の合計額を記載すること。この場合において、当該合計額のうちに当該控除所得税相当額があるときは、当該控除所得税相当額を内書すること。

別表第七㈢の表の備考３(8)中「こと。」の次に「この場合において、当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る第18条の15の11第２項第９号イに規定する控除外国所得税相当額又は控除所得税相当額があるときは、当該明細書にこれらの金額を記載すること。」を加え、同表の備考３(9)中「第25条の13の８第17項」を「第25条の13の８第20項」に、「第25条の13第11項各号」を「第25条の13第12項各号」に改め、同表の備考３(10)イ及びロ中「第25条の13の８第17項」を「第25条の13の８第20項」に改め、同表の備考３(10)ハ中「第25条の13の８第17項」を「第25条の13の８第20項」に、「第18条の15の10第17項」を「第18条の15の10第19項」に改め、同表の備考３(11)中「第25条の13の８第17項」を「第25条の13の８第20項」に改める。

別表第九㈠の表の備考３中「日本国が締結した所得に対する租税に関する二重課税防止のための条約に基づき課税の軽減若しくは免除を受ける」を「租税条約の規定により所得税が軽減され、若しくは免除される」に改める。

別表第十一㈤備考１(1)中「２(3)」を「２(1)ロ及び(3)」に改め、同表の備考２(1)ロを次のように改める。

ロ　「個人番号」の項には、個人番号の変更をした場合又は１(2)の場合に該当する場合に、個人番号を記載すること。

なお、１(1)の場合（個人番号の変更をした場合を除く。）に該当してこの申告書が提出されたときは、この申告書を受理した取扱金融機関の営業所等の長が提出者の個人番号を付記すること。

別表第十二㈤備考１(1)中「２(3)」を「２(1)ロ及び(3)」に改め、同表の備考２(1)ロを次のように改める。

ロ　「個人番号」の項には、個人番号の変更をした場合又は１(2)の場合に該当する場合に、個人番号を記載すること。

なお、１(1)の場合（個人番号の変更をした場合を除く。）に該当してこの申告書が提出されたときは、この申告書を受理した取扱金融機関の営業所等の長が提出者の個人番号を付記すること。